

●長崎県立大学 令和7年度第2回教育研究評議会 議事録

日 時	令和7年5月14日(水) 14:40~15:40
場 所	佐世保校第1、2会議室 シーボルト校特別会議室
出席者	浅田学長、橋本副学長兼教育開発センター長、大塚副学長兼地域創生研究科長、谷澤経営学部長、横山地域創造学部長、荻野国際社会学部長、有田情報システム学部長、古場看護栄養学部長、山本地域創生専攻長兼地域社会マネジメント専攻長、平岡情報工学専攻長、倉橋人間健康科学専攻長、綱附属図書館長兼佐世保校附属図書館長、河又シーボルト校附属図書館長、車国際交流研究センター長、青木地域連携センター長、島 NAGASAKI セキュリティベース研究所長、井上事務局長、山田シーボルト校事務局長、城山学生支援部長
配付資料	【資料1】教員の公募について 【資料2】エドモンズカレッジ(アメリカ)との交流提携に関する協定書及び協定補則の更新について 【資料3】令和6(2024)年度卒業生就職状況(4月30日現在:確定)について 【資料4】教員の定年の特例に係る取扱いについて 【資料5】ハラスメント関係規程の改正について 【資料6】教育研究評議会資料 【資料7】Bosai 講座
議 事	【協議事項1. 教員の公募について】 経営学部長から、資料1に基づき、経営学部経営学科教員3名の公募について以下のとおり説明がなされ、異議なく了承された。 (1) 職名は教授、准教授または講師、専門分野は経営学、担当科目は学部の「人的資源管理論」、「国際人事管理論」等、大学院の「ヒューマン・リソース・マネジメント特論」、「マネジメント・リーダーシップ特論」(分担)である。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 (2) 職名は教授、准教授または講師、専門分野は経営学、担当科目は学部の「観光経営論」、「サービス・マーケティング論」等、大学院の「観光経営特論」である。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 (3) 職名は教授または准教授、専門分野は商学または経営学、担当科目は「商学入門」、「地域実践Ⅰ」、「地域実践Ⅱ」等である。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 [補足] 5月15日に経営学部から、職名を「教授、准教授または講師」に修正したいとの申し出があった。これを受け、教育研究評議会に意見聴取を行い、「教授、准教授または講師」に変更することが承認された。 国際社会学部長から、資料1に基づき、国際社会学部国際社会学科教員4名の公募について以下のとおり説明がなされ、異議なく了承された。

議 事	(1) 職名は教授、専門分野はメディア関係分野、担当科目は学部の「映像ジャーナリズム論」、「時事問題研究」等、大学院では採用候補者の専門分野に相応しい専門科目と「特別研究」である。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 (2) 職名は教授、専門分野は地域研究（東アジア）またはその関連分野、担当科目は 学部の「地域研究（東アジア）」、「国際事情」、「東アジア論」等、大学院では採用候補者の専門分野に相応しい専門科目と「特別研究」である。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 (3) 職名は教授、准教授または講師、専門分野は国際関係論またはその関連分野、担当科目は学部の「国際関係論入門」、「地域研究（アメリカ）」、大学院では採用候補者の専門分野に相応しい専門科目と「特別研究」である。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 (4) 職名は教授、准教授または講師、専門分野はメディア論またはその関連分野、担当科目は学部の「社会情報学」、「情報メディア文化論」、「ネットワーク社会論」等、大学院では採用候補者の専門分野に相応しい専門科目と「特別研究」である。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 情報システム学部長から、資料1に基づき次のとおり説明があり、了承された。情報システム学部情報セキュリティ学科教員1名を公募する。職名は教授、准教授講師または助教、専門分野は情報セキュリティ（データベースまたはデータエンジニアリング）、担当科目は学部の「データベース論」、「データベース演習」、「オペレーションリサーチ演習」等、大学院の「データベース特論」等である。助教は修士の学位も認めており、将来的に大学院の授業を担当できる者としている。採用予定年月日は令和8年4月1日である。 委員からオンラインによる応募の導入を求める意見が出され、オンラインでの応募について規定上支障はないこと、今後導入を検討することが確認された。 【協議事項2. エドモンズカレッジ（アメリカ）との交流提携に関する協定書及び協定補則の更新について】 国際交流研究センター長から、資料2に基づき以下のとおり説明がなされ、協定の更新について異議なく了承された。 エドモンズカレッジは現在、本学の協定校の中で唯一のアメリカの協定校である。2013年12月の交流協定締結以降、2018年4月及び2023年5月の2回にわたって更新を行ったが、現行の協定が2025年5月14日に期間満了を迎えることから、更新が求められるところである。これまで30人弱の交換留学の実績があるが、コロナ禍以降は受入の実績がない。 協定書更新に伴う変更点は、エドモンズカレッジの協定締結者を担当副学長に戻すこと、協定書の日本語版を削除すること、更新期間を2年ごとから1年ごとに変更することの3点で、今回の協定期間は2025年5月から2026年3月31日である。
-----	---

議 事

【報告事項1. 令和6年度卒業者の就職状況について】

学生支援部長から、資料3に基づき、令和6年度卒業者の就職状況について以下のとおり報告された。

令和7年4月末時点の就職者数は630名、就職率は99.7%、前年度比+0.2ポイントである。先月末時点の未内定者は3名だったが、うち1名の就職が新たに決定した。県内就職者数は209名、県内就職率は33.2%で、前年度比-3.1ポイントではあるが、昨年に次ぐ高い数値である。未内定者2名に対しては就職課で引き続き支援している。

【報告事項2. 教員の定年の特例に係る取扱いについて】

総務課長から、資料4に基づき、長崎県公立大学法人職員就業規則第24条の1第1項の「定年に達した教授について、特に必要があると認める場合は、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲で期限を定め、引き続いて勤務させることができる。」という規定について、「特に必要があると認める場合」を「当該教員が副学長又は学部長の任期の途中に、定年に達することとなる場合」と定めることが報告された。

【報告事項3. ハラスメント関係規程の改正について】

総務課総務グループリーダーから、「長崎県公立大学法人におけるハラスメントの防止と救済のためのガイドライン」及び「長崎県公立大学法人におけるハラスメントの防止及び対策に関する規程」の改正について、資料5に基づき以下のとおり報告された。

当該規程は前回、令和5年3月に改正されたが、その後の運用を踏まえ、改正する。主な改正内容は緊急・臨時の措置の追加、ゼミナール科目の変更を希望する場合の手続き、申立人による措置申立ての取り下げ及び調停の打ち切りの規定の追加等である。

関係規程の改正はハラスメント防止委員会の意見を聴いた上で行うと規定されているが、ハラスメント防止委員会においては特段意見なく認められた。今後、理事会での承認を経て、改正の予定である。

【報告事項4. 教員の採用について】

学長から、以下のとおり報告がなされた（資料無し）。

公共政策学科の英語担当の特任教授及び地域連携センターの特任教授が今年度末で任期満了を迎えるが、後任については引き続き県教育委員会から候補者の推薦を受けることとしたい。ついては、「長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程」第9条第2項のただし書きの規定により、公募によらない教員採用の手続きに入りたい。

議 事	【報告事項5. 情報提供】 学長から、資料6に基づき、大学を取り巻く状況等について報告がなされた。 【その他】 副学長から、7月2日にシーボルト校で「防災・減災 Bosai講座 自分の身は自分で守る」を開催することが報告された。また、6月4日には佐世保校で防災講座を、オープンキャンパス時には防災キャンプを実施する予定であることが併せて報告された。 以上
-----	---